

### 要望事項3 広域的な地域ネットワークの形成及び 港湾・空港機能の強化等について

福島・茨城・栃木・群馬・新潟の北関東磐越五県は、日本列島の中央部に位置し、太平洋と日本海に臨む、本州の重要な交通結節点である。五県は互いに隣接し、豊かな自然環境や生活文化を有するとともに、エネルギーや水資源、農産物の首都圏への供給源であるなど、経済面でのつながりも深い。

さらに、平成23年3月の北関東自動車道全線開通により、北関東磐越五県は高速道路でループ状につながり、人・物・情報・産業・文化などの連携、交流が一層深まる環境が整ってきたところである。

一方、東日本大震災や世界的な景気低迷は、地方経済に大きな影響を及ぼしており、地域の活性化のためには、高速道路の整備による広域的なネットワークの形成や、空港・港湾機能の強化により利用促進を図ることが不可欠である。

そこで、国におかれては、次の事項について予算の十分な確保を図り、社会基盤の整備及び維持管理並びに事業の円滑な推進を強く要望する。

#### 【高速道路網等の整備促進等について】

- 1 常磐自動車道、東北縦貫自動車道、東北横断自動車道いわき新潟線、東関東自動車道水戸線、首都圏中央連絡自動車道の整備促進を図ること。
- 2 東北縦貫自動車道宇都宮IC以北の6車線化、東北横断自動車道いわき新潟線会津若松IC以西の4車線化のほか、栃木都賀JCT付近の拡幅事業の早期実施など、渋滞が発生している区間の渋滞緩和、安全性向上、冬期交通確保に向けた対策を行うこと。
- 3 高速道路利用者の利便性・快適性の向上のため、北関東自動車道太田PAの整備促進を図ること。
- 4 渋滞緩和や地域振興に寄与する社会便益の大きいスマートICの増設を推進するとともに、整備に必要な財源を確保すること。また、車長や時間制限の解除に向けた自治体の取組を支援すること。

- 5 広域観光の促進による地方創生及び災害時輸送路の多重性確保のため、高速道路網の空白地帯を補完し、県域を越えた対流を促す地域高規格道路や広域幹線道路の整備促進を図ること。
- 6 高速道路は国の根幹を成す道路であることに鑑み、高速道路を跨ぐ橋梁の定期点検、補修補強工事及び撤去は、国もしくは高速道路会社が施工する制度を新たに創設すること。  
また、上記施工に要する費用は国が負担する制度とすること。  
新たな制度が創設されるまでは、市町村が定期点検、補修補強工事及び撤去を実施する場合には、社会資本整備総合交付金の補助率の嵩上げ及び特別枠として必要な予算を確保すること。
- 7 平成 29 年度までとされている「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に定める国の負担又は補助割合の嵩上げ措置については、平成 30 年度以降も継続するとともに、必要な道路整備の推進が図れるよう更なる拡充等の措置を講じること。

#### 【港湾の整備促進について】

- 1 我が国の経済活動、国民生活、防災等にとって、真に必要な港湾事業については、集中した投資を行い事業の促進を図るとともに、茨城港、鹿島港、小名浜港、相馬港、新潟港、直江津港の一層の整備、機能強化を促進すること。  
また、大規模地震発生時に緊急物資等の輸送や物流機能の確保に資する耐震強化岸壁の整備が重要であり、これらを推進すること。
- 2 産業の国際競争力の確保等全国的な見地から必要な施設整備については、国が自ら責任をもって実施すること。
- 3 国際バルク戦略港湾及び日本海側拠点港の整備を促進するため、重点的な予算の確保と国費嵩上げなどの財政的支援措置や規制緩和などの制度設計を早期に示すとともに、民間の埠頭運営事業者が行う施設整備への補助率の嵩上げや無利子貸付制度の対象範囲の拡大など、支援制度を拡充すること。
- 4 必要な公共事業費を確保し、港湾海岸の整備や、管理等が困難になるようなことを回避するとともに、既存施設の有効活用のため、維持補修に係る国の技術的支援並びに予算措置等の充実を図ること。

## 【地方空港の振興について】

- 1 東日本大震災及び原発事故の影響による国際線の運休が継続していることから、国において、諸外国に対し正確な情報を発信するとともに、国際線の早期再開や新規路線の就航に向けた県の取組等に対する支援を行うこと。  
また、訪日誘客支援空港の国際線着陸料割引・補助の適用範囲を拡大するとともに、着陸料の割引率・補助率を嵩上げすること。  
さらには、訪日外国人旅行者数を2030年に6,000万人とする政府目標の実現に向け、訪日誘客支援空港に対する支援を2020年度以降も継続すること。
- 2 福島空港・茨城空港・新潟空港を活用した、北関東磐越地域を周遊する広域観光ルートの策定や観光誘客等、各県が連携した空港の利用促進に係る取組に対する支援を行うとともに、国においても外国人観光客の誘客促進に積極的に取り組むこと。
- 3 訪日観光査証の要件緩和や入国手続の円滑化・迅速化など、外国人観光客の受入体制の整備を図ること。あわせて、外国人向け免税店制度や海外発行カードに対応した施設の拡充、公共交通機関における外国語表示の充実やICカードの利用拡大など外国人観光客の受入環境の整備を促進すること。

## 【鉄道の復旧について】

- 1 JR常磐線とJR只見線の早期全線復旧を図ること。
- 2 現行の鉄道復旧支援制度における赤字要件などの補助要件の緩和等を行うこと。
- 3 JR只見線については、その復旧工事費について、JR東日本に対し地元自治体と協調して支援すること。